

岡谷市テニス協会規約

第一章 名称

第1条 本会は岡谷市テニス協会と称する。(以下本会という。)

第二章 目的

第2条 本会はテニスの普及振興及び競技力の向上と協会の親睦を図ることを目的とする。

第三章 組織・事務局

第3条 本会は第2条の目的に賛同する岡谷市内のテニス愛好会の団体によって組織する。

第4条 本会は事務局を岡谷市の理事長宅に置く。

第四章 事業

第5条 本会は第2条の目的を達成するために長野県テニス協会及び公益財団法人岡谷市体育協会に加盟し下記の事業を行う。

1. テニスの普及振興及び競技力向上及び指導者の育成
2. テニスの競技会、予選会の計画及び実地
3. 講演会、講習会等のテニスに関する行事の斡旋、助成
4. テニスに関する調査研究
5. テニス施設の拡充と改善助成
6. 他競技団体との連絡協調
7. その他本会の目的達成に必要と認められた事業

第五章 役員

第6条 本会に下記役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名
総務部長	1名	副部長	若干名
指導部長	1名	副部長	若干名
競技部長	1名	副部長	若干名
ジュニア部長	1名	副部長	若干名
普及部長	1名	副部長	若干名
強化部長	1名	副部長	若干名
I T企画部長	1名	副部長	若干名
会計	2名	監事	2名

- 第7条 1. 会長、副会長、監事は専門委員会にて選出し理事会の承認を得る。
2. 会長は本会を代表し会務を総理する。
3. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
4. 監事は本会の会計を監査する。
- 第8条 1. 理事長、副理事長、会計は専門委員会にて選出し理事会の承認を受け会長が委嘱する。
2. 理事長は会務を掌理すると共に事務局及び広報を担当する。
3. 副理事長は理事長を補佐し理事長事故ある時はその職務を代行する。
4. 会計は本会の財務会計を処理する。
- 第9条 1. 理事は各加盟団体より選出する。
2. 理事は理事会に出席し本会の運営に関する事項を協議する。
- 第10条 1. 各部部长は専門委員会にて選出し理事会の承認を受け会長がこれを委嘱する。
2. 各部部长は各部に所属する業務を処理執行する。
3. 各副部长は部長を補佐し部長事故あるときはその職務を代行する。
- 第11条 1. 役員任期は2カ年とし再任を防げない。
2. 役員に欠員が生じたら補充するものとし、補充により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでその職務を行うものとする。
- 第12条 1. 本会に名誉会長、相談役、顧問をおくことができる。
2. 名誉会長、相談役、顧問は役員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
3. 名誉会長、相談役、顧問は必要に応じて役員会に出席し意見を述べる事が出来る。
- 第13条 本会は長野県テニス協会に若干名の理事を推薦する。
- 第14条 本会は公益財団法人岡谷市体育協会に若干名の代表者を推薦する。

第六章 会議

- 第15条 本会に下記会議を置く。
1. 理事会
 2. 役員会
 3. 専門委員会
- 第16条 理事会は加盟団体より選出された理事をもって組織する。
- 第17条 理事会は本会の最高議決機関であり会長が招集し議長となる。
- 第18条 定例の理事会を毎年4月に開催する。
- 第19条 1. 理事会の成立は理事の過半数の出席による。
2. 出席理事の過半数をもって議決し、可否同数は議長の決するところとする。
ただし第20条第3項に関しては出席理事の3分の2以上をもってする。
- 第20条 理事会はこの規約に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。
1. 事業計画及び収支予算に関する事項。
 2. 事業報告及び収支予算に関する事項。
 3. 規約の変更に関する事項。
 4. その他、本会の業務に関する事項。

- 第 21 条 加盟団体の 3 分の 1 又は協会員の 3 分の 1 以上から議会の目的事項を明示し
請求があったとき会長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 第 22 条 1. 理事の任期は 2 年とし再任を防げない。
2. 理事は 1 加盟団体 1 名を原則とする。
3. 理事に欠員が生じた場合同一加盟団体より補充するものとし任期は
前任者の残任期間とする。
4. 理事は任期終了後でも後任者が就任するまでその職務を行うものとする。
5. 理事は第 6 条に掲げた役員を兼ねることは出来ない。
- 第 23 条 第 6 条の役員は理事会に出席して発言することが出来る。
- 第 24 条 役員会は第 6 条に掲げた役員をもって組織する。
- 第 25 条 役員会は会長が召集し、理事長が議長となる。
- 第 26 条 1. 役員会の成立は役員の過半数の出席による。
2. 出席役員の過半数をもって議決し可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第 27 条 役員会はこの規約に定めるものの他本会の事業運営並びに収支に関する事項を協議する。
- 第 28 条 役員会に出席できない役員は役員会に代理人を立てることができる。
- 第 29 条 役員 3 分の 1 以上から会議の目的事項を明示して請求があった場合会長は速やかに
役員会を招集する。
- 第 30 条 本会は事業遂行上必要な専門項目を調査研究又は審議調整するため下記専門委員会を
設ける。
- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 1. 規約検討委員会 | 本会の規約、規則の立案検討 |
| 2. ドローランキング委員会 | 本会主催の大会の組み合わせ作成
本会員の競技力ランク分け |
| 3. 指導員バンク委員会 | 本会指導者の検定及び認定登録に関する事項の検討と推進 |
| 4. 諮問委員会 | 役員候補を選出し役員会に諮問する |
- 第 31 条 専門委員会は役員会において選出し会長がこれを委嘱する。
- 第 32 条 専門委員会の会議結果は役員会に報告しなければならない。

第七章 部会

- 第 33 条 第 2 章の目的及び第 4 章の事業を遂行するため下記の部を設ける。
1. 総務部
 2. 競技部
 3. 指導部
 4. ジュニア部
 5. 普及部
 6. 強化部
 7. IT 企画部
- 第 34 条 各部は部長 1 名副部長、部員若干名をもって組織する。
- 第 35 条 各部の副部長、部員は本会員の中より部長が推薦し役員会の承認を得て会長が
これを委嘱する。
- 第 36 条 部会は必要に応じて部長が招集し議長となる。

第 37 条 部長、副部長、部員は次により部会の業務を処理執行する。

1. 総務部 本会の庶務全般に関すること。
2. 競技部 本会が開催する競技会の企画、運営、記録保持に関すること。
3. 指導部 テニスの指導及び指導者の育成の推進。
4. ジュニア部 ジュニアテニス育成に関する事業の企画と推進。
5. 普及部 テニス普及の企画運営と推進。
6. 強化部 ジュニアから一般までの強化に関する事業の推進。
7. IT企画部 渉外・広報・インターネット及びホームページの管理。

第八章

第 38 条 1. 本会への入会は、原則として 10 名以上の会員で加入する。

2. 加盟団体は、別に定める会費を納入し名簿を提出する。

第 39 条 以下の場合には理事会の承認又は決議により会員又は加盟団体の資格を失う。

1. 加盟団体から脱会の申し出があったとき。
2. 会費納入不履行のとき。
3. 著しく本会の名誉を毀損したとき。
4. 本会の運営を妨げになるとき。
5. 本会規約規定に違反したとき。

第九章 会計

第 40 条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、雑収入等によって支弁する。

第 41 条 本会の会費の徴収については、別にこれを定める。

第 42 条 会費納入は 4 月 1 日とし、いったん納入した会費は一切返済しない。

第 43 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 44 条 本会会計規定は別にこれに定める。

第十章 表彰

第 45 条 本会は別に定める表彰規定により会員の表彰を行う。

付則

この規約は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

付則

この規約は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。